議案第１８６号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第１条　さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１３年さいたま市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第９条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第１７条の２において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することがで	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第９条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして

きるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げるときを除き、深夜における勤務をさせてはならない。	規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げるときを除き、深夜における勤務をさせてはならない。
２・３　［略］	２・３　［略］
４　前３項の規定は、第１６条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第１７条の２において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	４　前３項の規定は、第１６条第１項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
（休暇の種類） 第１２条　職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇とする。	（休暇の種類） 第１２条　職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。
（子育て部分休暇） 第１７条の２　子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務をしている職員その他その任用の状況がこれに類する職員として規則で定める職員を除く。）がその小学校就学の始期から満１２歳に達する	

日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため、公務の運営に支障がない範囲で、当該職員が１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２　子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、規則で定める１年の期間ごとに、あらかじめ、次に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。 ⑴　１日につき２時間を超えない範囲内 ⑵　１年につき７７時間３０分（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間）を超えない範囲内 ３　前項の規定による申出をした職員は、規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。 ４　第２項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。 ５　第１６条第３項の規定は、子育て部分休暇について準用する。 ６　地方公務員の育児休業等に関する法律第５条及び第１６条の規定は、子育て部分休暇について準用する。この場合において、同法第５条第２項中「条例」とあるのは、「規則」と読み替えるものとする。	
（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇の承認） 第１８条　病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子育て部分休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。	（病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認） 第１８条　病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与の減額） 第２０条　［略］ ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の市長が指定する教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内において、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は子育て部分休暇（当該職員がその小学校就学の始期から満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第２０条　［略］ ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日につき２時間を超えない範囲内で勤務しないこと及び１年につき非常勤職員以外の職員にあっては７７時間３０分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は修学部分休業（当該職員が大学その他の市長が指定する教育施設における修学のため、２年を超えない範囲内において、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、令和９年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　職員（さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２９年さいたま市条例第１７号）第２条第２項に規定する教職員を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第１条の規定による改正後のさいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第１７条の２第２項から第４項までの規定の例により、同条第２項各号のいずれの範囲内で子育て部分休暇の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第３項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第２項の規定による申出及び同条第３項の規定による変更並びに同条第４項の規定による請求とみなす。